

令和3年度

山形県新・生活様式対応支援補助金

(新型コロナ対策認証対応型)

申請の手引き

令和3年4月

山形県産業労働部中小企業・創業支援課

(問い合わせ先：023-630-2393・2135・2359)

< 目 次 >

1	概要	P 1
2	補助対象者	P 1
3	補助対象事業	P 2
4	補助対象経費	P 2
5	補助率、補助金の額	P 2
6	申請手続き	P 4
7	補助事業完了後の義務	P 5
8	その他留意事項	P 6
9	手続きの流れ	P 7
	(参考) 申請様式の記載例	P 8

1 概要

事業者が、「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認において、県から指摘を受けた事項を改善し、認証取得するために取り組む設備投資等に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

2 補助対象者

次の全ての要件を満たしている者。

- 飲食店又は宿泊業を営む事業者（中小企業・小規模事業者、個人事業主）であること
 - ※ 「飲食店」とは、食品衛生法第 52 条の規定による許可を受け事業を営んでいる者、
 - 「宿泊業」とは、旅館業法第 3 条の規定による許可を受け事業を営んでいる者をいいます。
 - ※ 中小企業・小規模事業者及び個人事業主とは下記のいずれかの要件を満たす者です。

主たる業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

- 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認において県から指摘を受けた事項（以下「指摘事項」という。）を改善するために必要な設備投資等を行い、かつその後の再度の施設確認の結果、認証を取得したこと
- 補助金の受給後も事業を継続すること
- 令和 3 年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金（新型コロナ対策認証対応型）交付要綱第 3 条第 1 項第 6 号で定める「暴力団等」に該当しないこと

注) 上記を満たす場合でも、次に該当する場合は補助の対象となりません。

1. 飲食店の場合

- その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店（テイクアウト型、デリバリー型の店舗等）

2. 宿泊業の場合

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設

3 補助対象事業

次の全ての要件を満たしている事業

- 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得に向け、より適正な感染防止対策を講じるために行う設備投資等であること
- 本補助金の他に、国や県、市町村の補助金等の交付を受けていないこと
- 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認を受けた日以降に事業に着手し、事業が完了した後の再度の施設確認において認証基準を満たし、認証を取得したこと

※ 事業の着手（開始）とは「設備の発注・契約等を行ったこと」をいい、事業の完了とは「支払いが完了し、購入した設備等を設置したこと」をいいます。

4 補助対象経費

次に掲げる設備の設置に必要な経費

- パーティション・アクリル板（防護スクリーン等を含む）
- 消毒液ボトル設置台（足踏み式など）
- 二酸化炭素濃度測定器
- 非接触型体温計
- 加湿器
- HEPAフィルター付き空気清浄機（紫外線殺菌装置を含む）
- 非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式など）
- 換気機能付きエアコン
- 換気設備（換気扇など）

注) 上記以外の経費については、補助対象となりません。

5 補助率、補助金の額

【補助率】 10/10以内

【補助金の額】 補助対象経費と補助上限額のいずれか低い額

●補助上限額 業種及び常時使用する従業員数の区分に応じ、下記に定める額

<飲食店の場合>

常時使用する 従業員数※	補助上限額
5名以下	10万円
6名以上	20万円

<宿泊業の場合>

常時使用する 従業員数※	補助上限額
20名以下	20万円
21名以上	40万円

※) 常時使用する従業員数には、以下の方は含めないものとします。

- ・会社役員
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・2ヶ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員

注) 補助対象経費は「税抜き」です。また、補助対象経費に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨ててください。

注) 補助上限額は「1店舗あたり」ではなく、「1事業者あたり」の金額となります。このため、仮に飲食店を2店舗経営し、両店舗において指摘事項を改善するための設備投資等を行った場合でも、補助金額は2店舗あわせて10万円（又は20万円）までとなります。

注) この場合の従業員数は「感染対策を実施する店舗の従業員数」ではなく「1法人、1事業主あたりの従業員数」です。

※ 補助金額の算定例は次のとおりです。

例1) 従業員数3人の飲食店で、補助事業に要した経費が171,050円（税込み）の場合

- ① 補助対象経費 : 155,000円（税抜き価格の千円未満切捨て）
 - ② 補助上限額 : 100,000円（飲食店／従業員数5名以下）
- ⇒ ① > ② のため、補助金額は100,000円

例2) 従業員数25人の宿泊業で、補助事業に要した経費が363,550円（税込み）の場合

- ① 補助対象経費 : 330,000円（税抜き価格の千円未満切捨て）
 - ② 補助上限額 : 400,000円（宿泊業／従業員数21名以上）
- ⇒ ① < ② のため、補助金額は330,000円

例3) 従業員数が8人で、飲食店を2店舗（A店、B店）経営し、既にA店において15万円の本補助金の交付を受けている事業者が、B店において110,330円（税込み）の補助事業を実施した場合

- ① 補助対象経費 : 100,000円（税抜き価格の千円未満切捨て）
 - ② 補助上限額 : 200,000円（飲食店／従業員数6名以上）
- 但し、既に別の店舗（A店）において150,000円の補助金の交付を受けているため
- ③ 申請可能額 : 50,000円（補助上限額200,000円－既交付額150,000円）
- ⇒ ① > ③ のため、補助金額は50,000円

6 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和3年5月11日（火）～ 令和4年3月11日（金） ※当日消印有効

(2) 申請に必要な書類

補助金を受け取るためには、以下の書類の提出が必要です。

- ①（交付要綱別記様式第1号）令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）交付申請書兼実績報告書
- ②（交付要綱別記様式第2号）補助事業計画書
- ③（交付要綱別記様式第3号）申請要件等確認書
- ④ 「山形県新型コロナ対策認証」に係る指摘事項確認票の写し
- ⑤ 【飲食店の場合】食品衛生許可証の写し
【宿泊業の場合】旅館業許可証の写し
- ⑥ 【飲食店で10万円、宿泊業で20万円を超える補助金を申請する場合】
従業員数が飲食店の場合6名以上、宿泊業の場合21名以上であることを証する書類
（例：雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し 等）
注）提出がない場合、飲食店では10万円、宿泊業では20万円を超えて補助金を交付することはできません。
- ⑦ 補助対象事業を実施したことが確認できる書類（設備の設置場所の写真）
- ⑧ 補助対象事業に係る支払いを確認できる書類
（例：宛名のある領収書、振込記録等の写し 等）
注）購入した設備ごとに金額が確認できる書類を提出してください。
- ⑨ 振込先口座が分かる通帳の写し
※ 表紙を開いて見開き2ページ分（口座名義（カタカナ）と口座番号の両方が分かるページ）

注）不足している書類がある場合、補助金を交付することはできませんので、提出漏れのないようご注意ください。

注）申請書様式（第1号から第3号）については、本手引き8ページ以降に掲載している記載例を確認しながら、正しく記載してください。

(3) 書類の提出方法

受付窓口（下記参照）へ**郵送**してください。

※封筒に「**補助金申請書**在中」と**朱書き**してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**受付窓口への持参はお控えください。**

(4) 受付窓口

各地域の総合支庁地域産業経済課

地域	受付窓口	住 所	電話番号
村山	村山総合支庁 地域産業経済課	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8442
最上	最上総合支庁 地域産業経済課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1306
置賜	置賜総合支庁 地域産業経済課	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50	0238-26-6042
庄内	庄内総合支庁 地域産業経済課	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5484

7 補助事業終了後の義務

(1) 取得財産の管理

補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産については、補助事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理する必要があります。

(2) 財産処分の制限

補助事業によって取得した単価 50 万円(税抜き)以上の機械及び器具の財産については、一定期間[※]その処分が制限されます。仮に当該期間内に処分を行う場合は、別記様式第 4 号「財産処分等承認申請書」を提出し、県の承認を得なければなりません。

なお、財産の処分により収入がある場合等については、その収入の全部若しくは一部に相当する金額を納付していただく場合があります。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間

8 その他留意事項

- 県から検査、報告、是正のための措置等の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- 補助金に関する書類は令和 9 年 3 月 31 日まで保存してください。
- 次のいずれかに該当する場合、補助金を返還いただく場合があります。
 - ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月規則第 59 号）又は令和 3 年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金（新型コロナ対策認証対応型）交付要綱に違反する行為があったとき
- 予算の状況により、令和 4 年 3 月 11 日を待たずに受付を終了する場合があります。

9 手続きの流れ

① 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認

「山形県新型コロナ対策認証」の取得のため、県による施設確認を受けます。

- ・ 施設確認を受けるためには下記受付窓口への申請（事前予約）が必要です。

【受付窓口】 山形県防災くらし安心部新型コロナ対策認証課

電話番号：023-630-2830



施設確認において感染対策について指摘を受けた場合

② 指摘事項を改善するための補助対象事業の実施

指摘事項の改善に向けた補助事業（設備の購入等）を実施します。

- ・ 施設確認における指摘事項を改善するための事業実施であるため、施設確認日以降に発注・購入等を行ったものが補助対象経費となります。



③ 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認（再確認）

再度、認証取得のための施設確認を受けます。

- ・ 施設確認を受けるためには下記受付窓口への申請（事前予約）が必要です。

【受付窓口】 山形県防災くらし安心部新型コロナ対策認証課

電話番号：023-630-2830



再度の施設確認において認証を取得した場合

④ 補助金の申請（交付申請兼実績報告）

「申請に必要な書類」を提出します。

- ・ 必要書類を窓口に郵送します。（受付窓口への持参はお控えください。）

【受付期間】 令和3年5月11日（火）～ 令和4年3月11日（金）

【受付窓口】 地域の総合支庁地域産業経済課

※ 予算の状況により令和4年3月11日を待たずに受付を終了する場合があります。



⑤ 補助金交付額の確定・補助金の受領

額の確定通知を受領します。

- ・ 通知は書類審査の結果、内容が適正であると確認できた場合に送付されます。
- ・ 申請書類に不備がない場合、申請を受け付けてから2～3週間程度で補助金が指定口座に振り込まれる予定です。（申請の混雑状況により前後する場合があります。）

山形県知事 殿

住所 〒990-9999

山形県山形市あさひ町0丁目0番0号

氏名 株式会社 山形食堂

株式会社

代表取締役 山形 太郎

山形食堂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役

印

印

法人又は個人事業主の住所を記載してください。

令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金(新型コロナウイルス感染症対応型)

交付申請書兼実績報告書

法人の場合、法人名及び代表者の名称を記載してください。あわせて代表者印を押印してください。

この申請書は、令和3年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対応型)の交付を受けるためのもので、令和3年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対応型)第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

感染対策を実施する店舗の名称(屋号)、代表者、所在地等を記載してください。なお、交付決定通知はこちらの所在地に送付されます。

記

申請内容についての確認のため、ご連絡する場合がありますので、連絡の取れる電話番号を記載してください。

感染対策を実施する店舗の名称及び所在地	名称:	山形食堂 松波店
	代表者名:	店長 山形 次郎
	連絡先電話:	000-000-0000
	所在地:	〒990-8888 山形県山形市松波0丁目0番0号

補助事業に要した経費と補助上限額(※業種、従業員数によって異なります。)のいずれか低い額(千円未満切捨て)を記載してください。また、様式第2号「補助事業計画書」に記載した「補助金申請額」と相違がないようにしてください。

補助金申請額	155,000円
--------	----------

振込口座	金融機関名	県庁	銀行	金庫	組合		
		松波	店	支店	出張所		
	預金種目(○で囲む。)	1. 普通	2. 当座				
	口座番号	0	0	0	0	0	0
	カナ氏名	ヤマガタショクドウマツナミテン					

該当するものを○で囲んでください。

本補助金への申請状況(○で囲む。)	1. 経営する店舗のうち、既に本補助金に申請した店舗がある。	
	既申請額	40,000円
	当該店舗の所在地域	村山 最上 置賜 庄内

別の店舗分として既に申請している(交付を受けている)補助金額を記載してください。

該当するものを○で囲んでください。
※1に該当する場合、今回補助金を申請できる額は、既に申請している店舗における補助金(申請)額と補助上限額との差額までとなります。

既に申請した店舗はない。

補助事業計画書

1 事業者情報

店舗の名称	山形食堂 松波店
所在地	山形県山形市松波0丁目0番0号
業種	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊業 ※該当する業種に <input checked="" type="checkbox"/> してください。
従業員数	8名 ※常時使用する従業員の数

感染対策を実施する店舗の名称（屋号）を記載してください。

感染対策を実施する店舗の住所を記載してください。

2 補助事業の内容、金額

施設確認日（初回）	令和 3年 4月 30日（金）
事業実施期間	令和 3年 5月 1日 ~ 令和 3年 5月 14日

「常時使用する従業員の数」の詳細は本手引き3ページをご覧ください。また、飲食店の場合10万円、宿泊業の場合20万円を超える補助金を申請する場合には、別途従業員数が要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要です。

「山形県新型コロナ対策認証」に係る指摘事項確認票に記載されている「確認日」を記載してください。

業の内容	補助事業に要した経費（消費税抜き）
<input checked="" type="checkbox"/> パーティション・アクリル板の設置	20,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 消毒液ボトル設置台（足踏み式等）の設置	15,500円
<input type="checkbox"/> 二酸化炭素濃度測定器の設置	円
<input type="checkbox"/> 非接触型体温計の設置	円
<input type="checkbox"/> 加湿器の設置	円
<input type="checkbox"/> HEPAフィルター付き空気清浄機（紫外線殺菌装置を含む）の設置	円
<input type="checkbox"/> 非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式等）の設置	円
<input type="checkbox"/> 換気機能付きエアコンの設置	円
<input checked="" type="checkbox"/> 換気設備の設置	120,000円
合計①	155,500円

事業実施期間とは「設備に関する発注・契約等の日から支払が完了した日まで」をいいます。また、県による施設確認日以前に発注・契約等を行った設備については、補助金の対象として認められません。

いずれも税抜き価格で記載してください。

※ 該当する補助事業の内容にをし、補助事業に要した経費を税抜きで記載してください。

3 補助金申請額（「補助上限額－既申請額」の範囲内）

155,000円

※ 補助事業に要した経費のうち、いずれか低い額（下記②）

（参考：補助上限額

従業員数6名以下	10万円	従業員数20名以下	20万円
従業員数5名以下	10万円	従業員数20名以下	20万円

補助事業に要した経費と補助上限額（※業種、従業員数によって異なります。）のいずれか低い額（千円未満切捨て）を記載してください。また、様式第1号「交付申請書兼実績報告書」に記載した「補助金申請額」と相違がないようにしてください。なお、様式第1号の「本補助金への申請状況」が「1」に該当する場合、今回申請できる補助金額は「補助上限額－既申請額」となります。※詳細は本手引き3ページの例3

申請要件等確認書

店舗の名称 : 山形食堂 松波店
 代表者名 : 店長 山形 太郎

感染対策を実施する店舗の名称(屋号)及び代表者名を記載してください。

1 誓約事項確認 ※☑できない(要件を満たさない)場合、補助金を交付することはできません。

誓約する場合は☑してください。	チェック欄
提出書類に記載した内容は事実に相違がない。	☑
申請時点で「山形県新型コロナ対策認証」を取得している。	☑
補助対象事業は、国、県、市町村の他の補助金を受給していない。	☑
※飲食店の場合 その場所で飲食することを主たる目的とした営業 ※宿泊業の場合 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設に該当しない。	☑
令和3年度山形県新・生活様式対応支援事業費補助金(新型コロナ対策認証対応型)交付要綱第2条第1項第6号に定める暴力団等に該当しない。	☑
補助金の受給後も事業を継続する。	☑
補助金申請額は業種・従業員数ごとに定める補助上限額を超えていない。 ※補助上限額は「1店舗あたり」ではなく、「1事業者あたり」です。	☑

誓約事項を確認し、必ず全てに「☑」してください。(☑がない箇所がある(=要件を満たさない)場合、補助金を交付することはできません。)

2 申請書類確認 ※☑できない(書類に不足がある)場合、補助金を交付することはできません。

書類が揃っている場合は☑してください。	チェック欄
①(別記様式第1号)令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)交付申請書兼実績報告書	☑
②(別記様式第2号)補助事業計画書	☑
③(別記様式第3号)申請要件等確認書 ※この確認書	☑
④「山形県新型コロナ対策認証」に係る指摘事項確認票の写し	☑
⑤※飲食店の場合 食品衛生許可証の写し ※宿泊業の場合 旅館業許可証の写し	☑
⑥※飲食店で10万円、宿泊業で20万円を超える補助金を申請する場合 従業員数が飲食店の場合6名以上、宿泊業の場合21名以上であることを証する書類 (例:雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2(ハローワーク発行)の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(年金機構発行)の写し、雇用契約書の写し、雇用多額者通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し等)	☑ ※該当する場合のみ
⑦ 事業を実施したことが確認できる書類(設備写真等)	☑
⑧ 補助金の受給に係る支払いを確認できる書類(宛名のある預取書等の写し)	☑
提出がない場合、補助事業に要した経費に関わらず、飲食店は10万円以内、宿泊業は20万円以内での補助金の交付となります。	☑

書類が全て揃っていることを確認し、「☑」してください。(☑がない箇所がある(=要件を満たさない)場合、補助金を交付することはできません。)

⑥については、該当しない場合☑不要です。